

◎開議の宣告

- 石山米男 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎発言の取り消し

- 石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。
8番。
- 8番（鈴木勝雄議員） 12月9日の私の一般質問の中で一部不適切な発言がありましたので、おわびするとともに、議長に対しましては、しかるべき処置をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。
- 石山米男 議長 ただいま8番鈴木勝雄議員から、12月9日の一般質問中、一部不適切な発言の部分については、発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、8番鈴木勝雄議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。
-

◎議案第188号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 石山米男 議長 日程第1、議案第188号財産の取得についてを議題といたします。
説明を求めます。教育総務部長。
- 築山富 教育総務部長 おはようございます。
それでは、議案第188号財産の取得についてご説明いたします。
本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、十文字陸上競技場写真判定装置等備品の購入契約について、議会の議決をお願いするものであります。
名称は、十文字陸上競技場写真判定装置等備品で、陸上競技の写真判定のほか、スキー競技の計時装置も含まれております。契約の相手方は、横手市平鹿町浅舞字下高口116番地、株式会社アキタアルペンスポーツ横手営業所、代表、菊地小右憲氏で、契約金額は2,194万5,000円であります。
以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。13番小沢議員。
- 13番（小沢秀宏議員） この入札に関しまして、参加できる資格と申しますか、範囲はどういうふうになっていますか。

○石山米男 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 市のほうへ入札参加資格を申し出た方々の名簿から拾っております。
以上です。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） 多分、委員会付託になって、委員会でもなのですけども、私たちも知っておきたいので、あえて質問します。

この契約台帳、入札結果を見る限り、9社を指名をして実質は2社、あとの7社が辞退だという形の中でのこういう入札の形態、これが横手市として普通の形態なのか、私は特異だと思いますけれども、その理由づけと、それから何でこういう結果になったのか、それを教えていただきたいと思います。

○石山米男 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 まず、入札に関しては、望ましいのは3社以上業者が参加することが望ましいわけなのですが、最低2社以上でもって入札を行うという、そういう決まりがあります。

それで先ほど教育総務部長が申されたとおり、今回に関しては横手市に入札参加申し込みをいただいた業者で、こういうスポーツ関係の機器を取り扱う全業者を指名しております。辞退になられた理由はちょっとはかりかねますが、いずれ結果として2社が参加されたということでありまして。決して2社というのは望ましい状態ではないと思いますが、最低2社という決まりがありますので、今回入札を執行したということでありまして。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

総務文教常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午後 1時40分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○石山米男 議長 日程第2、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に、横手市長五十嵐忠悦氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました五十嵐忠悦氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました五十嵐忠悦氏が当選されました。

ただいま秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された五十嵐忠悦氏が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。当選された五十嵐忠悦氏から当選の承諾及びあいさつをいただきます。

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議会の満場のご賛同で後期高齢者広域連合の議員として推挙いただきました。極めて異例な事態でございまして、戸惑っているところも半分はございますけれども、政権がかわりまして、さまざまなこの市のことに対する取り組みが変化の兆しがございます。いいように変化するように、私ども抱える個々の問題もございますので、あわせてその問題の解決につながるように全力で当たらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

◎委員会調査の継続の申し出について

○石山米男 議長 日程第3、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長、総務文教常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎陳情第15号～議案第181号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第4、陳情第15号2010年度の年金確保に関することについてより、日程第15、議案第181号平成21年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）までの12件を、一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（22番寿松木孝議員）登壇】

○寿松木孝 厚生常任委員長 厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

今定例会におきまして、厚生常任委員会に付託になりました陳情4件、議案8件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、陳情第15号では、陳情内容にやや偏りはあるものの、提出された背景は理解できるとの意見がありました。討論では立身委員より、これからの年金受給者のためにも、今の受給者に頑張ってもらわないといけない。連帯の意味も込めて賛成したいとの討論があり、起立採決の結果、起立全員で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第16号では、消費税を財源としない年金の引き上げという部分は疑問があるとの意見がありました。討論では立身委員より、本陳情に賛成する。財源についてはさまざまな手だてが考えられるとの討論があり、起立採決の結果、起立少数で不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第17号では、市としての制度導入後の評価について意見が交わされました。討論では立身委員より、本陳情に賛成する。当市議会では昨年6月に制度撤回の陳情を採択しているとの討論がありました。また、齋藤委員からは、本陳情に反対する。国の方向性が見えない中で、拙速な廃止で混乱を招くことのないよう、今後の動向を見きわめるべきであるとの討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立少数により不採択とするべきものと決定いたしました。

次に、陳情第18号では、ワクチン接種の実態について意見が交わされ、討論では、立身委員より、本陳情に賛成する。公費助成の早期実施を要望するものであるとの討論があり、齋藤委員からも賛成の立場で、保護者に対し、過度に不安をあおらないよう、的確な情報提供を望むとの討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立全員で採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第170号では、資格証明書交付世帯への新型インフルエンザ対応の指導状況について質疑があり、当局より、11月に資格証明書交付世帯に対し、一般加入者と同じ取り扱いをする旨告知している。また、医療機関にも、通常どおりの負担で対応していただくよう通知しているとの答弁がありました。

このほか、今後の法定外繰り入れを検討する際の条件整備について質疑があり、討論はなく、起立採

決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第171号では、介護保険審査会の位置づけと減額理由について質疑があり、当局より、審査会は対象者の介護度を決定するもので、重要なものと認識している。今回の減額は、毎月2回各地域で審査会を開催しているが、審査件数が少なく次回に持ち越す場合もあり、この休会分が主なものであるとの答弁がありました。

このほか、在宅介護と施設入所でのサービス提供経費の違い、介護従事者の処遇改善、支払い交付基金、介護予防などについて質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第172号では、入所者医療費負担の財源について質疑があり、当局より、法規定に基づき、利用者負担金と介護保険料で賄うのが原則である。実際には入所者の介護度区分が大きく影響しており、介護度の高い入所者が予想を上回ったため今回の補正となった。なお、自己負担は1割であるとの答弁がありました。

本案について、以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第173号では、業務受注の状況と入所者の社会参加の促進について質疑があり、当局より、今回の補正は県の発注が昨年よりおくれたもので、スノーポールでは、市の大半の地域から7,000本の受注がある。また、十文字の道の駅で野菜販売実習や施設内での業務開拓も進めている。今後も、多くの方からアドバイスをいただきながら充実を図りたいとの答弁がありました。

このほか職員研修の促進、グループホーム事業の実施状況などについて質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第177号では、医療費抑制という施策が病院経営に影響を及ぼしかねない状況の中で、市外からの患者の受け入れを促進するべきではないかとの質疑があり、当局より、横手病院では、県南でも有数の消化器科ということで、湯沢雄勝地域からの患者が増えており、岩手県和賀郡や美郷町などからの通院もある。また、頭痛外来という専門外来や大森病院の夕暮れ診療など、県全域からの患者もあり、今後もこうした部分を強化していきたいとの答弁がありました。

このほか、ジェネリック医薬品、医師の充足率、個室料の実態、人間ドックの料金と内容、医師の学会への参加状況、地元医師会との連携、横手病院の休憩スペースなどについて質疑があり、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第179号、180号、181号では質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、これを許可いたします。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） 陳情第17号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情について、原案に賛成の立場から討論を行います。

本制度の実施、そして経過が、本当に今、高齢者、国民そして自治体、医療現場から、それこそ一斉に批判の声が沸き起こり広がっておるところであります。75歳以上の人を国保や健保からいわば追い出しております。国の試算よりも高い保険料の情け容赦ない天引き徴収でもあります。さらに医療の内容も差別と制限で、おおよそこの医療制度とはいえないほど遠いものであります。

人はだれも年齢を重ねるわけでありまして。高齢になればいろいろと病気になりがちで、医療費が増嵩するのは当然であります。

このように本制度が本当に国民の厳しい怒りを呼び、そしてこのようなことが大きな要因の1つとなって、この前の政権交代にもなったものと私は思います。このままこの制度が続けば、それこそ承知のように2年ごとの料金の改定、今の動向を見ますと、4月実施ですが、この値上げが必至であります。それが重なって、さらなる混乱と怒りを呼ぶことは私は必至だと思います。

ご承知のように、高齢者の皆さん方はこれまで本当に長年の社会貢献、あります。私はこれにふさわしく、やっぱり国と企業が財政負担を行うことは基本中の基本だと思います。

よって、後期高齢者医療制度の廃止を求めるこの陳情に賛成するものであります。どうぞひとつ議員各位におかれましてはご賛同いたしたく、賛成の討論といたします。よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第16号最低保障年金制度創設などを求めることについてを、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立少数であります。したがって、陳情第16号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第17号後期高齢者医療制度の廃止を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳

情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立少数であります。したがって、陳情第17号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第170号平成21年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第170号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第177号平成21年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第177号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております4件を除く8件について採決いたします。

8件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、8件は委員長報告のとおり可決されました。

◎請願第5号～議案第182号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第16、請願第5号米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求めることについてより、日程第21、議案第182号平成21年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第5号）までの6件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、産業経済常任委員会に付託になりました請願2件、陳情2件及び議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第5号、第6号及び陳情第10号、第12号については、特段の意見はありませんでした。

これら4案について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、4案とも原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第174号について主な質疑と答弁を申し上げますと、さくら荘の改修についての質疑があり、当局より、今回は大広間の大改造で両サイドに通路があり、片方通路を大広間の一部として広げ、パノラマのガラスを入れて眺望を楽しめるという改修である。それで2カ月間休業するが、休業するのは大広間の部分であり、ほかは営業するとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第182号については特段の質疑はありませんでした。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業経済常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件について採決いたします。

6件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、6件は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第14号～議案第187号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第22、陳情第14号成瀬ダムの建設促進を求めることについてより、日程第32、議案第187号平成21年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）までの11件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（15番佐藤徳雄議員）登壇】

○佐藤徳雄 建設常任委員長 今定例会において、建設常任委員会に付託になりました陳情1件、議案10件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第14号については水路改修が進み、水の流れは非常によくなったけれども、地域によっては水田に使う水がまだ足りないために、何カ所、何十カ所と井戸を掘り、地下水をかんがい用水として利用している。地下水には限りがあるので、ダムの水がなければ非常に困るというのが実情であり、将来的には水道水も生活用水もダムの水を利用するという計画があるように、ダムは地域にとって必要

であるとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、本陳情は採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第163号、167号、168号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第175号では、今後、公営企業法を適用する予定はないのかとの質疑があり、当局より、公営企業法の適用により、下水道事業の経営の中身が見えるようになるので、横手市として赤字をどのようにして解決していくのかということも含めて、市民に知らせることができるというメリットもある。経営を改善していく1つの道具として適用を考えていかなければならないと考えている。一般会計からの大幅な繰り入れでしのいでいる状況でもあり、市当局全体にかかわることであるので、財務部や総務企画部などとも協議をしながら判断していくことになる。上下水道部としては、平成23年度の適用に向けて準備を進めているところであるとの答弁がありました。

また、下水道事業計画の進捗状況とその周知方法についての質疑があり、当局より、平成17年度の市町村合併時の事業費は8億円弱であったが、現在は4億6,000万円ほどに縮小されている。このペースだと、現在の計画がすべて実施されるのに50年以上かかることになり、整備はおくれていると認識している。国庫補助事業であるため、国の予算編成に左右されることになり、年次計画をしっかりと示せる状況ではないが、現在の進捗状況については、ホームページの掲載や図面を市役所へ備えつけるなどして、市民が確認できるよう準備を進めているとの答弁がありました。

また、下水道計画ができたときと現在とでは人口減も進み、対象世帯も減少している。計画を見直すべきではないかとの質疑があり、当局より、下水道事業計画の認可については、7年ごとに見直しをすることになっている。現在の計画は平成24年度までとなっているので、平成23年度から24年度にかけて下水道整備計画について見直しが必要となってくると考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第176号では、事業仕分けによる集落排水事業の今後の見通しについて質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案183号、184号、185号、186号、187号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。14番。

○14番（堀田賢逸議員） 成瀬ダムの建設促進を求める陳情に、反対の立場で討論いたします。

五十嵐忠悦横手市長、栗林次美大仙市長からの陳情は建設促進の立場ということで、願意は全くその

とおりでと思っております。しかし、近い将来、これが実現可能かどうかとなれば、この計画は平成13年から始まり、8年が経過した今、反対運動も起き、政権交代により、民主党はコンクリートから人へ、その方針が出されております。

この陳情を採択するという事は、横手市議会がその願意に対して誠実に対応して各担当機関に働きかけ、建設を促進するという事にあると思っておりますが、現在の政権を交代した政治環境からして、近い将来の実現は不可能と思われまます。また、建設促進に関しては、いまだ多くの疑問があると言われております。これが採択できない理由であります。

これで討論を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○石山米男 議長 ほかに討論ありませんか。10番奥山議員。

○10番（奥山豊議員） 私は、陳情第14号成瀬ダム建設促進に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

最近、ダム建設は無駄遣いであるというふうな時代に入っているような気がいたしますが、しかし、私たちの管内は夏場取水期の前後、成瀬川、皆瀬川には水が極端に減りまして、頭首工からの取水、大変困難な状況に至っております。

私たちの農業の柱となるものは稲作であります。転作率は35%台になっても、これまで国は、飼料米やあるいは米粉用米といった、そういうふうに転作を、土地を利用しながら農家所得の向上を図ろうと目指しているのであります。そのためにも、これからの地域農業を安定そして守るためには、安定された水、安定供給のための成瀬ダムというものは当然必要だと私は思うのであります。そしてまた、私は常日ごろ、これから秋冬期間にかけて、何だとも思っていない、川に水流れておりますが、こうしたことも成瀬ダムができるという前提のもとに頭首工からの水を取水しておるわけでありまます。なおまた、これからの横手市の水道事業計画も、成瀬ダム建設を前提にしたものの今整備計画が進められているのであります。

私はせんだって、これまでの成瀬ダムの歴史について知ることができました。当初、国の補助事業で進んでおりましたが、私たちの先輩たちが、どうしても成瀬ダムは必要ということから、国直轄の事業に格上げになったというふうなことを、私は聞くことができました。

私たちの農家と雄物川筋の悲願の達成であります。私はダムの歴史と経緯に基づきまして、成瀬ダムがこの後、順調に整備されることをこの場から国に強く要望いたしまして、今回の陳情の願意を妥当と認め、皆様方のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○石山米男 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、陳情第14号成瀬ダムの建設促進を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、陳情第14号は委員長報告のとおり可決されました。次に、既に議決されております1件を除く10件について採決いたします。10件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、10件は委員長報告のとおり可決されました。

◎請願第4号～議案第188号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第33、請願第4号市道雄物川中央線と市道旭町中島線交差点に信号機設置についてより、日程第40、議案第188号財産の取得についてまでの8件を一括議題といたします。総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました請願1件、陳情2件、議案5件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第4号について、小沢秀宏委員より採択の立場で、現地を視察したが、死亡事故が起きないのが不思議なほど車両事故が多発しているところである。多分年間20件以上の事故があると説明された。今までいろいろ関係団体に要望したようだが、極端に言うと死亡事故が起きないので進まないのではないかと、死亡事故が起きる前に設置していただけるように関係団体をお願いしたい。採択して、さらに関係機関に働きかけるべきだと思うとの討論がありました。

本請願について起立採決の結果、出席者起立全員により、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第11号について木村清貴委員より不採択の立場で、国の行政刷新会議が行った事業仕分けによって、過去数十年にわたって、いかに多くの無駄な事業に多額の国家予算が使われてきたか、白日のもとにさらされたところでもある。しかもいまだほんの一部と思われる。もはや国の出先機関も早急に統廃合し、その権限と財源を大きく地方に移譲、保障すべきであり、それが地方分権改革を乗り越え、地域主権を確立すべき道と考える。よって、この陳情の採択に反対するとの討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立者なしで不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第13号について意見、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第152号について主な質疑と答弁を申し上げますと、委員の構成についてとの質疑に対し、当局より、できるだけ若い人にも参画していただきたいし、年配の経験豊かな方にも参画していただき

たい。いずれすべての地域協議会を回り、委員の構成について説明する予定であり、そのときにできるだけバランスよく推薦していただきたいとお話をしたいと思う。ただ、全員がかわるということになる、硬直化は防げると思うが、どうしてもスムーズな運営がいかないということもあるので、半分くらいずつの交代を考えている。前の地域協議会でもそうしてきたので、継続性も確保しながら、できるだけ多くの人が参加できるように入れかえを今後も進めていく方向を考えているとの答弁がありました。

また、2億円の予算をハードではなくソフト事業に使ってほしいが、市としてはどういう取り組みを考えているかとの質疑に対し、当局より、地域枠予算は、地域づくりのために地域の皆さんが自分の地域は自分たちでやるという意識を喚起しながらやってもらうので、ハード事業、ソフト事業の枠を市でつくらず、その地域の方々が考えて決めてもらいたい。結果としてハード事業をやるところもあるかもしれないが、できるだけ自由度を確保していきたいと思っている。それぞれの地域協議会で枠の使い方が違って来るわけだが、他の協議会の活動も見ながら自分たちの地域を何とかしてよくしたい、元気を出せるようにしたいとどんどん変わっていきもらえればいいと思う。望むところは元気事業なので、ソフト中心にお願いしたいわけだが、ソフト、ハードの区別もそれぞれの地域の皆さんで考えて案をつくってもらいたいと思っているとの答弁がありました。

また、協議会の地区により格差への対応はどの質疑に対し、当局より、今の地域協議会に格差があるということではなくて、地域協議会それぞれなので、特徴というか違いがあるということだけは事実である。今まで諮問されたものを見るということだったが、自分たちで予算案をつくるという作業があるので、これ1つでもかなり埋まってくるのではないかと思う。サポーターがいかに住民の方々が思い描くものを実現できるように応援するかにもかかっている。これは地域づくり協議会の責任だけでなく、地域局あるいは地域づくり支援課も含めて、市役所職員もかなり試される取り組みである。この取り組みをしていけば、違いは依然としてあるかもしれないが、今のような質の違いは埋まってくるのではないかと思うので、一生懸命頑張りたいとの答弁がありました。

そのほか、予算の取りまとめ役について、地域づくり支援課について、将来の条例の見直しについての質疑がありました。

討論では、土田百合子委員より賛成の立場で、反対するものではないが、市民との語る会や各種団体との意見交換、議会の議論など、もう少し時間をかけて制度案に対する理解を深めながら条例を制定すべきではなかったかと考える。しかし、明年の3月に自治区制度が終了するため、新たなまちづくりの仕組みが必要と考えるので、条例制定には賛成したいと思う。ただ、要望として市民への十分な説明がなされるようお願いしたいとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第164号について主な質疑と答弁を申し上げますと、夜間照明をなくすことの弊害はないかとの質疑に対し、当局より、増田のテニスコートはネットも張っていないし、周りにフェンスも回していないため使用できない状況である。十文字の野球場はナイター照明が非常に古く、トランスなどい

つ壊れても不思議でない状況において使用することは非常に危険である。なお、廃止に伴って、利用者の方に近くにある平鹿の十五野野球場を利用するようにお願いしているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第165号では、年間指定管理料についての質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第166号について主な質疑と答弁を申し上げますと、住民への周知と将来についてとの質疑に対し、当局より、住居表示は変わらないが、自治区の名称から大字に変わったということの周知はしたいと考えている。今後も基本的には住所の表示が変わることは登記や公的なものなどのすべてが変わることなので好ましくないと思っている。何か特別なことがない限りは変わることはないと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第188号について主な質疑と答弁を申し上げますと、入札の状況と入札通知日についての質疑に対し、当局より、市の入札に関しては、この手の物品にかかわらず、工事も含めてすべて市内でできる方を優先して指名するようにしている。今回9社を指名したが、指名する段階で、この会社は特殊な機械を取り扱っているかどうか、我々の想像で判断するのはまずいということで、物品役務の運動用品類の運動器具用具部門に登載のある市内業者を対象に指名入札を行った。入札は17日10時から行った。辞退理由を書く欄には、都合によりとか、白紙の状態で辞退届が来たので、辞退理由の内容は私どもは把握していない、2社や3社になることを避けるとすれば、市外業者も指名するという方法もあつただろうと結果的には思うが、市内業者でできるものは市内を優先して指名するということに基づき、結果的にこうなったということである。通知は12月2日、契約審査会の後に通知している。見積もり期間は10日の見積もり期間をとっている。だが、規定は最低ラインだと思う。現下からの発注が遅かった点は反省しなければならないと思う。それから10日以上は20日でもいいわけなので、その点についてもこれから配慮していきたいとの答弁がありました。

また、急遽上程せざるを得ない状況になったが、今後はどうするかとの質疑に対し、当局より、起工伺の中にこの案件は議決が必要かどうかのチェック欄を右上に設けたが、今回はそれが十分機能しなかった。今は議決が要否でチェックしているが、もう少し具体的なチェックを検討し、気づきやすいようなチェック欄に工夫して間違いを防止するようにしたい。既に検討を始めている。そのことも含めて間違いのないような対応を内部でつくっていききたいと思うので、よろしくお願ひするとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。7番。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 私は陳情第11号くらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情に賛成の立場から討論をさせていただきます。

国の行政刷新会議が行った事業仕分けによって、いわゆる天下りの恩恵を受けた管理職が莫大な報酬を受けてきたことなどが問われる、そういうことは皆さんご存じのとおりです。すべての出先機関が、それだからといって不要だと断定できるものではないと私は思います。

昨今の地方自治体では、規制緩和という名のもとに、公務・公共サービスの分野において民間企業の導入がご存じのように進められています。しかし、国民、住民の安全と安心を確保して、セーフティネットを再構築するための公務の職場には、やはり必要な人員を確保することが絶対に必要だと思います。住民に対する行政サービスの確保に必要である権限、そして必要である財源を確保するという事は、絶対に私は避けて通れないことだということから、押しなべてこの公務・公共サービス、これはできない、地方分権改革を乗り越えて地域主権を確立するべきだということでは一致いたしますが、その方法として、これが不相当だということには当たらない、そのように私は思いまして、この願意を妥当と認め、ぜひとも採択されるべきだと訴えて、討論を終わります。

○石山米男 議長 ただいまから議題となっております案件中、陳情第11号くらし支える行政サービス・人員の拡充を求めることについてを、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決をいたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立少数であります。したがって、陳情第11号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第13号社会保障と教育予算の拡充を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、陳情第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第162号横手市地域づくり協議会の設置に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第162号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第188号財産の取得についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案188号は委員長報告のとおり可決されました。次に、既に議決されております4件を除く4件について採決いたします。

4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、4件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第169号及び議案第178号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第41、議案第169号平成21年度横手市一般会計補正予算（第10号）及び日程第42、議案第178号平成21年度横手市一般会計補正予算（第11号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（20番佐藤清春議員）登壇】

○佐藤清春 一般会計予算特別委員長 今定例会におきまして、一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第169号については、厚生分科会と建設分科会の分科会長報告は原案のとおり可決すべきものでありました。産業経済分科会と総務文教分科会は採決を行わないこととしたとの報告でありました。

質疑では、総務文教分科会長に対し、統合が予定されている校舎の解体についての質疑があり、産業経済分科会長に対しては、横手市森林組合が貸倒引当金として処理したことについての質疑がありました。

討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第178号については、各分科会長報告はすべて原案のとおり可決すべきものでありました。質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。30番。

【30番（田中敏雄議員）登壇】

○30番（田中敏雄議員） 会派市民の会の田中であります。

率直に申し上げまして、169号議案は修正案のない採決でありますから、議員の思いもいささか複雑なように察せられましたし、またそのように受けとめたところであります。そこで私は原案に賛成しなければならないのだという原案賛成の立場から討論に参加いたしたいと思っております。

そもそも第6款の林業振興費の部分であります。当初出されました要望書の問題は森林組合の新体制など、森林組合とスギニカの問題がらみの中でのごっちゃまぜの増資計画であったと思っております。つまり、組合から提出されました資料である財務計画書の付記に増資分を損失分に充当するという文言に、議会は組合の財務基盤の強化ととらえられず、増資目的の不透明さが議論された結果、当面は凍結するという3.19修正案の決定でありましたから、今回、当局から重く受けとめられての対応があつて、よしとの思いでもありました。

一方、議会は組合の貸付金の要望にこたえておりますから、組合その後の経営状況の報告などなど、本事案について議会との事前協議が持たれなかったことは当局の手落ちというより、3.19の議会決定の軽視ではないのかという少なからぬ議員間の意見もあつたことは、事実として申し上げておかなければならないと思っております。

今回、財務改善計画を立てて、それが5年以内に好転するという見通しが立ったという説明と、言うべきことは言っていくという考えは当局の当然の姿勢であります。正しておきたいことは、事の前後などについてはよくよく慎重な対応を強くここに求めまして、原案賛成への討論といたします。

終わります。

○石山米男 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第169号平成21年度横手市一般会計補正予算（第10号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第169号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、議案第178号平成21年度横手市一般会計補正予算（第11号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第178号は委員長報告のとおり可決されました。

◎選挙管理委員会委員の選挙について

○石山米男 議長 日程第43、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにより行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に、山本晃さん、柴田幹男さん、矢嶋昭進さん、山内昇さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました山本晃さん、柴田幹男さん、矢嶋昭進さん、山内昇さんがそれぞれ当選されました。

◎選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○石山米男 議長 日程第44、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員第1補充員に藤原正男さん、第2補充員に高橋彦爾さん、第3補充員に奥山武雄さん、第4補充員に柴田潤さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました藤原正男さんが第1補充員に、高橋彦爾さんが第2補充員に、奥山武雄さんが第3補充員に、柴田潤さんが第4補充員にそれぞれ当選されました。

◎青少年問題協議会委員の指名について

○石山米男 議長 日程第45、青少年問題協議会委員の指名を行います。青少年問題協議会委員の指名については、横手市青少年問題協議会設置条例第3条第2項第1号の規定により、立身万千子議員、高橋聖悟議員、阿部正夫議員、播磨博一議員、土田百合子議員、以上5名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の議員を青少年問題協議会委員に指名することに決定いたしました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時47分 休 憩

午後 4時00分 再 開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会議案第11号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第46、議会議案第11号米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第11号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第11号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議会議案第12号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第47、議会議案第12号E P A ・ F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議ないものと認めます。したがって、議会議案第12号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第12号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第13号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第48、議会案第13号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第13号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第13号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第14号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第49、議会案第14号雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第14号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第14号については、趣旨説明並びに委員

会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第14号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第15号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第50、議会案第15号社会保障と教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第15号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第15号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第15号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第51、議会案第16号成瀬ダムの建設促進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第16号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨説明を求めます。15番佐藤徳雄議員。

【15番（佐藤徳雄議員）登壇】

○15番（佐藤徳雄議員） 議会案第16号成瀬ダムの建設促進を求める意見書。

国土交通大臣が示した国直轄ダムの建設段階以降の凍結方針を受け、転流工工事や付替国道工事の進む成瀬ダムについては、先行きが不透明な状況であります。

多目的ダムとして雄物川水系成瀬川に建設される成瀬ダムは、平成13年度の工事用道路の建設着手後8年を経て、平成23年度予定の本体工事着手が目前に迫っております。

地元東成瀬村では、長年の議論・検討の末にダム建設のコンセンサスができ、ダム完成を見込んだ村の将来像を描いていただけに、困惑しております。

また、ダムの完成による治水・かんがい用水・利水の効果を前提に社会経済活動を進めてきた横手市・湯沢市・大仙市など、雄物川流域の住民には、不安が広がっております。

雄物川流域は治水施設の整備水準が極めて低く、古くは昭和19年・22年・62年、近年では平成6年・19年に集中豪雨により大きな洪水被害が発生しております。

台風や融雪に伴う水害、地球温暖化に起因するとされるゲリラ豪雨など、予測困難な気象変動から流域全体の安全性向上を図るためには、堤防の整備や河道掘削に加え、上流の洪水調節施設として成瀬ダムを整備し、水系一貫した総合的な治水対策を行う必要があります。

また、秋田県内有数の穀倉地帯である平鹿平野地区では、もともとかんがい用水に恵まれず、用水の不足を相当数の地下水の取水ポンプに頼っているのが現状です。このため、成瀬ダムに新たな水源を求め農業用水を確保する計画のもとに、平成24年度の完成を目指し、受益面積約10,000haの国営平鹿平野農業水利事業が実施されており、生産性向上と農業経営の安定化を図るべく関係機関や農家が努力しているところです。

さらに、平成6年11月には、渇水により秋田県南部において生活用水やかんがい用水に大きな影響が生じております。このため、大仙市南外・大沢郷及び刈和野地区では、成瀬ダムの放流水を水源とする水道施設が整備され、暫定放水水利権のもと給水が行われております。横手市や湯沢市でも同様に成瀬ダムを水源とする水道施設を整備予定であり、将来これら3市の取水量は1日当たり15,000m³以上となる見込みです。

このように、成瀬ダムは雄物川流域において「安全安心な暮らしのため」、「かんがい用水の確保のため」そして「水道用水の安定供給のため」、欠くことのできない社会資本であり、建設凍結は、住民

生命・経済活動の根幹を揺るがす事態に直結するものです。

以上の主旨から、次の事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

1、直ちに国直轄成瀬ダムの事業継続を決定するとともに、一日も早い完成を図ること
平成21年12月18日。

横手市議会議長 石山米男。

内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿。

国土交通大臣 前原誠司殿。

財務大臣 藤井裕久殿。

以上です。

○石山米男 議長 ただいまから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第16号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、議会案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第17号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第52、議会案第17号2010年度の年金確保に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第17号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第17号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第18号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第53、議会案第18号細菌性髄膜炎ワクチンの公費による早期定期接種化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第18号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第18号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第18号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○石山米男 議長 日程第54、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

◎浄水場整備調査特別委員会の設置並びに委員選任について

○石山米男 議長 日程第55、浄水場整備調査特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題とします。

本件については、浄水場整備に関する事項について15人の委員で構成する浄水場整備調査特別委員会を設置し、これに付託の上、平成22年12月定例会まで、閉会中もなお調査できるようにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については15人の委員で構成する浄水場整備調査特別委員会を設置し、これに付託の上、平成22年12月定例会まで、閉会中もなお調査できることに決定しました。

ただいま設置されました浄水場整備調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、15人を議長が指名いたします。

◎閉会の宣告

○石山米男 議長 これで平成21年第8回横手市議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時17分 閉会

